

地方独立行政法人堺市立病院機構の成立の日現在における 資産及び負債の見込みを明らかにする書類の閲覧について

市立堺病院（堺市）は、平成 24 年 4 月に地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）を設立し、法人への移行を予定しています。現在、市立堺病院（堺市）が有する権利及び義務は、法人へ承継する予定にしています。

法人の設立に際しては、地方独立行政法人法第 66 条第 2 項の規定により、法人の設立の日現在における資産及び負債の見込みを明らかにする書類を閲覧に供するため、次のとおり備え置きます。なお、異議のある債権者は、同法第 3 項の規定により閲覧期間内に書面でその旨を申し出ることができます。

◆ 書類の閲覧場所

市立堺病院 事務局地方独立行政法人化準備担当

◆ 閲覧期間

平成 24 年 2 月 22 日(水) から 平成 24 年 3 月 23 日(金) まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

◆ 受付時間

午前 9 時から午前 11 時 30 分まで 及び 午後 1 時から午後 5 時まで

◆ 異議申立受付場所

市立堺病院 事務局地方独立行政法人化準備担当